

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 有害図書 の 指定

男女共同参画青少
年課

○ 優良図書 の 推奨

健康推進課

○ 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定
の 更新

健康推進課

○ 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定
の 辞退

健康推進課

○ 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等 の 指定

会計課

○ 特定調達に関する 苦情の 処理 手続 要領 の
一部 改正

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の 指定 の 取
消し

県民生活交通課

○ 特定非営利活動法人の 定款 変更 の 認証 の
申請

水産課

○ 岡山県海面漁業調整規則 に 基づく 聴聞
の 実施

監理課

○ 開発許可を受けた 開発行為 に 関する 工事

建築指導課

目次

○ の 完了
随意契約の相手方の決定

用度課

担当課（室）

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

◎岡山県告示第四十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名 称	発行者等
1	季刊誌	タトウー・トライバル 57号	富士美出版
2	月刊誌	裏モノJAPAN 3月号	鉄人出版
3	〃	恋愛白書パステル 3月号	宙出版
4	〃	チャンゾロード 3月号	笠倉出版社

◎岡山県告示第四十五号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	ふしぎなイヌとぼくのひみつ	くさの た き つじむらあゆこ 絵	金 の 星 社	小学生(低)
2	ひとりひとりのやさしさ	ジャククリン・ウッブソン 作 E. B. ルイス 絵 さくま ゆみこ 訳	B L 田 販	〃 (低)
3	狛犬の佐助 迷子の巻	伊 藤 遊 作 岡 本 順 絵	ポ プ ラ 社	〃 (中)
4	ふるさとをさがして	根 本 かおる 作	学 研 教 育 出 版	〃 (中)
5	テラプト先生がいるから	ロブ・ズイヤー 作 西 田 佳 子 訳	静 山 社	〃 (高)
6	モッキンバード	キヤスリン・アースキン 作 ニ キ リンコ 訳	明 石 書 店	〃 (高)
7	おれのおばさん	佐 川 光 晴 作	集 英 社	中 学 生

◎岡山県告示第四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

富永薬局沖新町

倉敷市沖新町九二―二一

平成二十六年二月一日

ハート薬局水島店

倉敷市水島西常盤町一〇―一八―七

平成二十六年二月一日

◎岡山県告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

東津山薬局

所在地

津山市川崎一三五一

辞退年月日

平成二十六年一月三十一日

◎岡山県告示第四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

東津山薬局

所在地

津山市川崎一三三―三

指定年月日

平成二十六年二月一日

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

◎岡山県告示第四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター 和（なごみ）の里

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見五二七九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人大和会鴨方整形外科

2 所在地

岡山県岡山市中区東山三丁目四番一〇号

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇六四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五十号

特定調達に関する苦情の処理手続要領（平成八年岡山県告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十一中「（平成二十四年総務省告示第十四号）」を「（平成二十六年総務省告示第十号）」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五十一号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年二月三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

○一四 高梁市成羽町下原一〇一	住 所	売 り さ ば き 人
平松 秀樹	氏 名	
高梁市成羽町下原一〇一〇一四		売 り さ ば き 場 所

〔五五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき福祉の会

三 代表者の氏名

白木 三敬

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西岡一四四番一

五 定款変更の内容

1 新たに次の特定非営利活動に係る事業を行うこととする。

(1) 介護保険法に基づく通所介護事業

(2) 障がい者福祉サービス事業

2 総会及び理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名

人二人以上が署名する旨の規定を記名する旨の規定に改める。

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

〔五六〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項の規定及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県笠岡市北木島町七七二三番地	畦坪 保二
岡山県浅口市寄島町三九八一番地一九	黒川 政治
岡山県玉野市石島三三六〇番地	相野 茂
岡山県倉敷市玉島柏島四二三三番地市営住宅七号	原田 秀明
岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目一番五二号	吉田勝次郎
岡山県倉敷市下津井吹上二丁目三番二号	山本 明
岡山県倉敷市下津井田之浦二丁目二番一二号	金本 春男
岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目四番五号	中村 健治
兵庫県姫路市家島町坊勢四九八番地	岡田 一也

二 期日

平成二十六年二月十八日午前九時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県庁七階水産課会議室

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

〔五七〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

壁地内	総社市三輪及び真	測量区域
	公共測量（基準点測量）	測量の種類
	平成二十六年一月二十七日から同年三月三十一日まで	測量期間

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

〔五八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市中区清水、 関地区ほか
測量の種類	公共測量（不動産登記法第十四条地図作成）
測量期間	平成二十六年一月二十一日から同年二月二十八日まで

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

〔五九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺庚砂三七九―五、三七九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口五八―一

中島 俊

三 許可番号

岡山県指令建指第二九五号

平成26年2月7日 岡山県公報 第11557号

〔六〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

平成二十六年二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬「リレンザ」 六〇、五〇〇箱

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十五年十二月二十日

四 契約の相手方の氏名及び住所

グラクソ・スミスクライン株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番一五号

五 契約金額

一四八、六四八、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇七八、五〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため